

今後の認定スケジュール

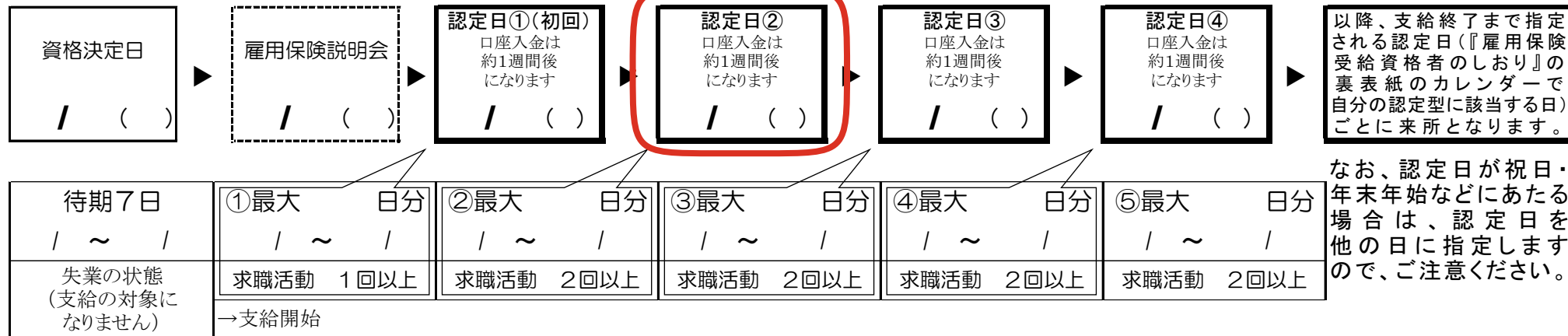
受給資格決定日
(離職票提出日)

令和 年 月 日 ()

認定日:

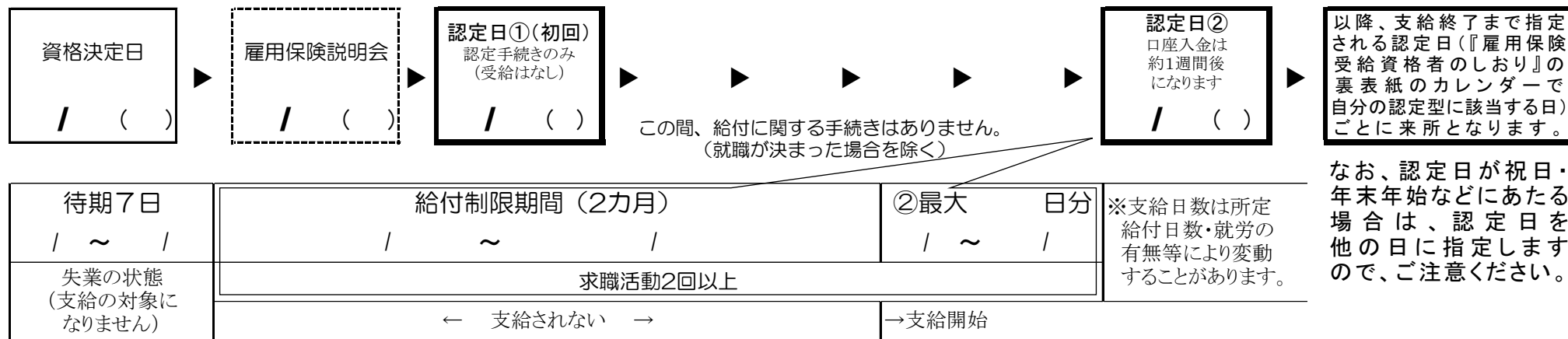
週型 曜日
型 -

給付制限のない方



◎ 再就職手当は待期期間終了後、支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上でないと該当しません。

給付制限のある方



◎ 再就職手当は待期期間終了後、支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上でないと該当しません。

◎ 給付制限期間の最初の1ヵ月間 () * は ハローワークか職業紹介事業者の紹介による就職でないと再就職手当に該当しません。 ※待期中に就労があった場合は、給付制限期間が異なります。

こんなときは
ご連絡ください

- 就職が決まったとき
- 氏名・住所が変わるとき
- 認定日に来所できないとき
- 病気などで働けなくなったとき

ハローワーク池袋 給付課

TEL 03-5958-8609 (平日8:30~17:15)